

## 4月より保険料が引き下げになります

**平成23年度の国民年金保険料は15,020円（年間180,240円）**

国民年金の保険料は、平成17年度から平成29年度まで毎年度引き上げとなり、平成29年度以降は16,900円に固定されることとなっていますが、平成23年度の保険料は、消費者物価指数が基準年度（平成17年度）から0.4%減になったことにより、平成22年度の15,100円から80円引き下げられ、15,020円となります。

毎月の保険料は、日本年金機構から4月の上旬に送られてくる1年分の「納付書」によって、翌月の末日までに納めましょう。お支払いの窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。口座振替の申し込みには、基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や納付書など）、金融機関届出印が必要です。

**有利な前納割引制度** 保険料は、1年度分または6カ月分など、定められた月数分について前納すると割引になります。

### ★現金払い前納と口座振替前納（1年度分、6カ月分）

	現金払い前納		口座振替前納	
	1年度分前納	6カ月分前納	1年度分前納	6カ月分前納
期 間	1年度 (4月～翌年3月)	○4月～9月 ○10月～翌年3月	1年度 (4月～翌年3月)	○4月～9月 ○10月～翌年3月
割引額	3,200円 (約1.8%の割引)	○半年で730円 ○年度通して行くと1,460円	3,780円 (約2.1%の割引)	○半年で1,020円 ○年度通して行くと2,040円
保険料	年間177,040円	年間178,780円 (半年で89,390円×2回)	年間176,460円	年間178,200円 (半年で89,100円×2回)
申込期限	—	—	2月末で締め切られました。	○4月～9月分は2月末で締め切られました。 ○10月～翌年3月分 …8月31日(水)
支払期限 ・ 口座振替日	5月2日(月)	○4月～9月分…5月2日(月) ○10月～翌年3月分 …10月31日(月)	5月2日(月)	○4月～9月分…5月2日(月) ○10月～翌年3月分 …10月31日(月)
支払方法 ・ 申込方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関またはコンビニエンスストアにて、前納用の納付書を添えてお支払ください。</li> <li>前納用の納付書は、4月上旬に郵送される納付案内書につづられています。</li> </ul> ※現金払いでの前納は、1年度や6カ月分だけではなく、任意の月分から年度末までの分を前納することも可能です。この場合は専用の納付書が必要となりますので、年金事務所までお問合せください。		<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替の申し込み先は、各金融機関、年金事務所です。</li> <li>手続きには、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳など）及び口座番号のわかるもの（預金通帳など）、金融機関への届出印が必要です。</li> </ul>	

※平成23年度の一部納付（一部免除）の保険料は、4分の3納付で11,270円、半額納付で7,510円、4分の1納付で3,760円となっていますが、この一部納付についても前納制度が設けられています。

### ★口座振替早割にすると年間600円の割引になります

月々の保険料を口座振替の早割（当月保険料を当月末引落し）で納付すると、年間600円（月額50円）の割引となります。口座振替の申し込みは、金融機関または年金事務所ですぐ受け付けております。申し込みには、基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や納付書など）及び口座番号のわかるもの（預金通帳など）、金融機関届出印が必要です。

### 年金を受給されているかたへ 平成23年度の年金額は0.4%の引き下げになります。

現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年（現在は平成17年の物価が基準）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。

平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引き下げとなります。（4月分が支払われる6月の支払から額が変わります。）

#### 平成23年度年金額

	平成22年度（月額）	平成23年度（月額）
国民年金【老齢基礎年金（満額）1人分】	66,008円	65,742円(266円引き下げ)
厚生年金（※） 【夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額】	232,592円	231,650円(942円引き下げ)

（※）厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬36万円）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

国民年金に関するお問い合わせは **町民課戸籍年金係** (☎85-6129) まで